

特定非営利活動法人ライフケア・ネットワーク

定 款

	平成15年 5月23日
改訂	平成15年 9月 9日
改訂	平成15年12月 2日
改訂	平成22年 4月22日
改訂	平成25年12月 1日
改訂	平成27年 8月 1日
改訂	平成28年 5月 1日
改訂	平成30年 3月 5日
改訂	令和 2年 5月 1日
改訂	令和 2年 8月 1日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ライフケア・ネットワークと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県野洲市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、高齢者・障害者・児童といった多様な福祉サービスのニーズを持つ人々と地域の住民に対し、これまでの垣根を越えたふれあいを持つことが可能な場を設けることにより、利用者に身近な在宅・地域福祉の増進と、県民の地域福祉への主体的参加の機会を拡大し、身近な地域での暮らし安心システムネットワークの確立に資することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第 2 条別表第 1 号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）、同第 1 3 号（子どもの健全育成を図る活動）、同第 1 4 号（情報化社会の発展を図る活動）を行う。

(活動に係わる事業の種類)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係わる事業

- 1, 健康維持・増進に係わる事業
- 2, 児童の健全育成に係わる事業
- 3, 在宅介護・地域福祉に係わる事業
- 4, 地域医療・福祉の情報化及びネットワーク構築に係わる事業
- 5, 介護保険法上、居宅系サービス類型または地域密着型系サービス類型に区分される介護サービスまたは居宅介護支援に係わる事業
- 6, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 7, 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 8, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業または一般相談支援事業
- 9, 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 10, その他、この法人の目的を達成するため必要と認める事業

第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員および特別会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(3) 特別会員

この法人に功労のあった者、又は学識経験者で特別会員として理事会において推薦された個人

(入会)

第 7 条 第 6 条に定める正会員及び賛助会員として入会する個人及び団体は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3. 特別会員に推薦された者は、入会手続きを要せず本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 特別会員に関しては、入会金及び会費の納入を必要としない。

(会員の資格の喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 死亡したとき。団体にあつては解散したとき
 - (3) 正会員及び賛助会員が正当な理由なく会費を 1 年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と議決したとき
 - (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4～8 名
 - (2) 監事 1 名
2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者、若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 監事は理事またこの法人の職員を兼ねることは出来ない。
3. 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 理事長 1 名
 - (2) 副理事長 1 名

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を管理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
4. 監事は次の業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会、又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をする為に必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 第 1 号及び第 2 号の点に関して、理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、その役員に弁明の機会を与えた上で理事会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
3. 報酬を受ける役員及び額については、理事会で決定し総会で承認を得ることとする。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員契約を希望する者に関しては理事長の面接を経て別に定める職員契約申込み書により、理事長に申し込む者とし、理事長は、正当な理由がない限り、契約を認めなければならない。
3. 職員契約の詳細に関しては、別に定める職員契約申込書に準ずるものとする。

第4章 総会

(総会の設置)

第21条 この法人に、定時総会及び臨時総会を設ける。

(総会の構成)

第22条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する件
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。） その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 正会員及び賛助会員の入会金及び会費に関する件
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 定時総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合において開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集があった時

(総会の招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は第25条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条及び第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のなかからその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第31条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) その他緊急かつ軽微な事項の決定に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事長は第33条第2号及び第3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集せねばならず、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

2. 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は第33条第1項第2号の規定によって予め通知した事項とする。

2. 理事会は理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
3. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ずに理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第3項、第38条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることは出来ない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議に出席した理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、設立当初の財産目録に記載された財産、入会金及び会費、寄付金品、事業に伴う収益、財産から生じる収益、その他の収益をもって構成する。

(資産の管理等)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2. この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 第43条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる事ができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後2月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算を持って定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 合併および解散

(解散)

第 5 0 条 この法人の解散は、特定非営利活動促進法第 3 1 条第 1 項第 3 号から第 7 号の規定によるほか、総会の決議においては正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

2. 特定非営利活動促進法第 3 1 条第 1 項第 3 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 5 1 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第 5 2 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、他の特定非営利活動法人または地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 5 3 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 事務局

(事務局の設置等)

第 5 4 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長を置く。
3. 事務局長は理事長が任免する。
4. 理事は事務局長と兼任することができる。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 1 0 章 雑 則

(公告)

第 5 5 条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(細則)

第 5 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 6 年 7 月 3 1 日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 4 3 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、第 4 2 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 1 6 年 4 月 3 0 日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	4,000 円	年会費	6,000 円
(2) 賛助会員	入会金	10,000 円	年会費	60,000 円